

# 連結納税制度のグループ通算制度への移行

連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度。制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。

## ◆ 個別申告方式

- 企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。

## ◆ 損益通算・税額調整等

- 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。
- 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。

## ◆ 組織再編税制との整合性

- 開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。

## ◆ 親法人の適用開始前の欠損金の取扱い

- 親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

## ◆ 中小法人判定の適正化

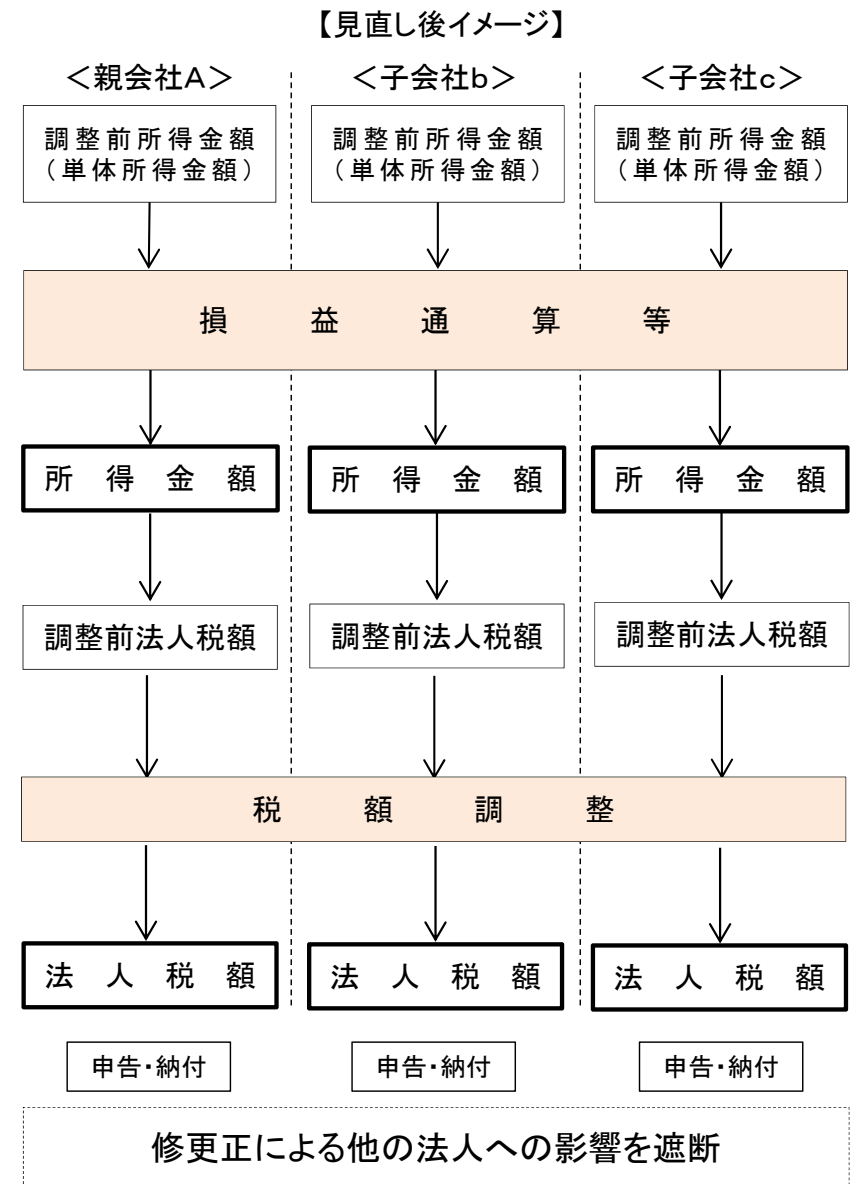
- 通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。

## ◆ 地方税

- 現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

## ◆ 適用時期

- 企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



## 組織再編成に係る税制

### 1. 組織再編成の当事者である法人の課税の取扱い

- ✓ 資産が移転する際にはその移転資産の譲渡損益に課税するのが原則。
- ✓ 組織再編成（合併、分割、現物出資、現物分配）についても同様。
- ✓ ただし、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」と認められる場合は移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる、との考え方にに基づき、次の組織再編成で、対価として合併法人等の株式のみの交付（※）をする場合には、適格組織再編成として課税繰延べ（株式交換等及び株式移転については、非適格の場合に時価評価課税）。

※ 合併、分割及び株式交換については、合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の100%親法人の株式のみの交付を含む。

※ 持株割合3分の2以上の関係法人間の合併又は株式交換については、対価の制限なし。

※ 無対価の組織再編成についても、一定の場合には課税繰延べ。

	企業グループ内の組織再編成	共同事業を行うための組織再編成	独立して事業を行うための分割・株式分配（スピノフ）
適格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 100%関係の法人間で行う組織再編成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%関係の継続</li> </ul> </li> <li>○ 50%超関係の法人間で行う組織再編成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 50%超関係の継続</li> <li>② 主要な資産・負債の移転</li> <li>③ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事（株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の従業者の継続従事）</li> <li>④ 移転事業の継続（株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の事業の継続）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の関連性があること</li> <li>② (イ) 事業規模（売上、従業員、資本金等）が概ね5倍以内 又は (ロ) 特定役員への就任（株式交換・株式移転の場合は完全子法人の特定役員の継続）</li> <li>③ 左の②～④</li> <li>④ 支配株主（分社型分割・現物出資の場合は分割法人・現物出資法人）による対価株式の継続保有</li> <li>⑤ 関係の継続（株式交換・株式移転のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の者による支配関係がないことの継続</li> <li>② 特定役員への就任（株式分配の場合は完全子法人の特定役員の継続）</li> <li>③ 主要な資産・負債の移転</li> <li>④ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事（株式分配の場合は完全子法人の従業者の継続従事）</li> <li>⑤ 移転事業の継続（株式分配の場合は完全子法人の事業の継続）</li> </ul>

### 2. 株主の課税の取扱い

株主が、合併法人等の株式のみの交付（※1）を受けた場合は、旧株の譲渡損益課税を繰延べ。（※2）

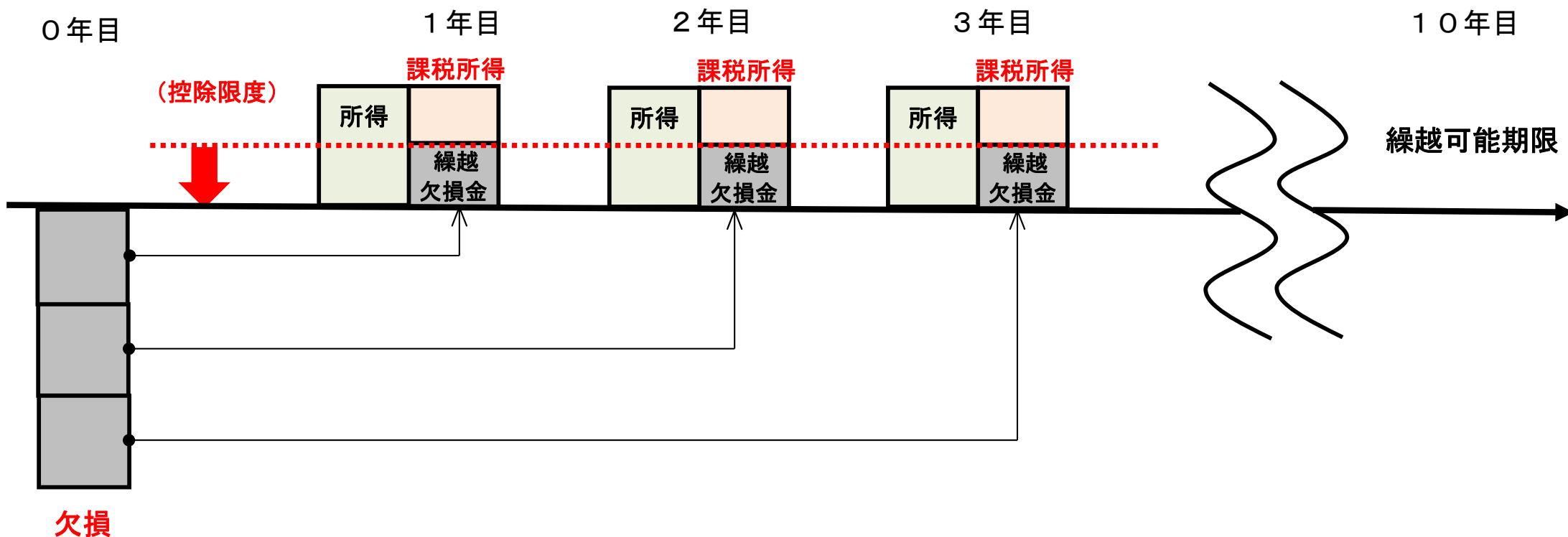
（※1） 合併、分割及び株式交換については、合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の100%親法人の株式のみの交付を含む。

（※2） 会社法の株式交付により株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合についても、旧株の譲渡損益課税を繰り延べる。

ただし、その株式の交付に合わせて金銭等の交付を受けた場合は、その金銭等が対価として交付を受けた資産の価額の20%以下である場合に限るものとし、株式交付親会社の株式に対応する部分のみ譲渡損益課税を繰り延べる。（租税特別措置法）

## 欠損金繰越控除制度の概要

- 欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額については、当期の所得金額の50%を限度に損金算入できるとしている。なお、中小法人等については、「所得の全額」まで損金算入できる。
- また、大法人についても、再建計画への影響や設立間もない法人の財務基盤の健全化・安定化に配慮し、再建中の法人や新設法人については、一定期間、「所得の全額」まで損金算入できる。



# 受取配当等の益金不算入制度

- 法人の受取配当等については、支払法人の段階で既に法人税が課税されているため、配当に対する支払段階の法人税と受取段階の法人税との税負担を受取法人の段階で調整する仕組みとして、配当を受け取る法人の段階において、その全部又は一部を益金不算入としている（「持ち株比率の低い株式」については、我が国でも諸外国でも、下記のような考え方で税負担の調整を行っている。）。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、持株比率5%以下の場合には20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）としている。

